

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・保安林の指定の予定	林 政 課
・令和5年度第3次保安林皆伐許容面積の公表	〃
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	〃
・公有水面埋立ての免許	港 湾 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課
・令和5年度後期技能検定試験の実施	雇 用 労 働 政 策 課
・有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画の変更	漁 政 課
・測量の実施（2件）	建 設 企 画 課
・落札者等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 長崎県病院企業団規則	
・長崎県病院企業団職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	長崎県病院企業団

## 告 示

### 長崎県告示第563号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。  
令和5年9月1日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所  
平戸市野子町字御嶋1099の第1から1099の第3まで、1100、1101の第1から1101の第3まで、1115の第1、1116から1118まで、1122、1123、1126、1128、乙1128、字宮ノ浦1129のイ、1129のロ、1130、1132、乙1132、1156、1157、1159
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字御嶋1101の第1・1101の第2・1115の第1・1116・字宮ノ浦1157（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、1159
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**長崎県告示第564号**

令和5年度において3次に許可すべき保安林の皆伐面積の限度を森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年9月1日

長崎県知事 大石 賢吾

令和5年度における第3次保安林皆伐面積の限度（単位 ヘクタール）

同一の単位とされた保安林	皆伐面積		計
	民有林	国有林	
西彼地区 水源涵養保安林	243.60	79.00	322.60
多良地区 水源涵養保安林	211.67	163.82	375.49
雲仙地区 水源涵養保安林	48.00	285.78	333.78
県北地区 水源涵養保安林	117.00	58.41	175.41
平戸地区 水源涵養保安林	23.00	9.00	32.00
福江島地区 水源涵養保安林	204.00	81.00	285.00
奈留島地区 水源涵養保安林	17.00		17.00
若松島地区 水源涵養保安林	42.00		42.00
中通島地区 水源涵養保安林	54.00		54.00
上県地区 水源涵養保安林	254.73	54.22	308.95
下県地区 水源涵養保安林	254.13	98.00	352.13
西彼地区 土砂流出防備保安林	151.47		151.47
多良地区 土砂流出防備保安林	216.98		216.98
雲仙地区 土砂流出防備保安林	91.00	8.00	99.00
県北地区 土砂流出防備保安林	103.00	1.00	104.00
平戸地区 土砂流出防備保安林	42.00	1.00	43.00
福江島地区 土砂流出防備保安林	218.00	12.00	230.00

中通島地区 土砂流出防備保安林	91.00	1.00	92.00
奈留島地区 土砂流出防備保安林	1.00		1.00
若松島地区 土砂流出防備保安林	38.00		38.00
壱岐地区 土砂流出防備保安林	0.71		0.71
上県地区 土砂流出防備保安林	97.00		97.00
下県地区 土砂流出防備保安林	58.78	16.00	74.78
下県地区 土砂崩壊防備保安林	0.06		0.06
中通島地区 防風保安林	1.00		1.00
西彼地区 干害防備保安林	33.00	49.83	82.83
多良地区 干害防備保安林	36.00	7.00	43.00
雲仙地区 干害防備保安林	27.00		27.00
県北地区 干害防備保安林	37.00		37.00
平戸地区 干害防備保安林	15.00		15.00
福江島地区 干害防備保安林	8.00	62.00	70.00
中通島地区 干害防備保安林	23.00		23.00
上県地区 干害防備保安林	37.00	22.00	59.00
下県地区 干害防備保安林	158.00	62.59	220.59
県下一円 保健保安林	109.50	9.00	118.50

**長崎県告示第565号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道  
路 線 名 251号  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
官公有無番地先（島原市有明町大三東甲字上新高野84番1）から 島原市有明町大三東甲字上新高野90番1地先まで	前	37.7～41.3	85.8	
	後	32.5～36.8	85.8	

**長崎県告示第566号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	官公有無番地先（島原市有明町大三東甲字上新高野84番1）から 島原市有明町大三東甲字上新高野90番1地先まで	令和5年9月1日

**長崎県告示第567号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和5年9月1日

早岐港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての免許年月日  
令和5年8月24日
- 2 埋立ての免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所  
名 称 長崎県  
所在地 長崎市尾上町3番1号  
代表者の氏名 長崎県知事 大石 賢吾  
代表者の住所 長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
  - ア 位置  
佐世保市江上町4760番3、4765番2、4770番1の地先公有水面
  - イ 区域  
省略（縦覧図書のとおり）
  - ウ 面積  
2,938.34平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
  - ア 位置  
佐世保市江上町4760番3、4762番2、4762番1、4762番1に隣接する里道、4764番1、4764番2、4764番3、4765番1、4765番2、4770番1の各地内並びに同町4760番3と4770番1の地先公有水面
  - イ 区域  
省略（縦覧図書のとおり）
  - ウ 面積  
28,691.36平方メートル
- 5 埋立地の用途  
港湾施設用地

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年9月1日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友道の尾店

長崎県長崎市葉山一丁目6-10

##### (2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

##### (3) 変更した事項

① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### (4) 変更の年月日

令和5年5月8日

#### 2 届出年月日

令和5年8月18日

#### 3 関係書類の縦覧

##### (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

##### (2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市商工部商工振興課

#### 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

### 令和5年度後期技能検定試験の実施（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和5年度後期技能検定試験の実施について次のとおり公示する。

令和5年9月1日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 実施職種

##### (1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

##### (2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品製造（帆布

製品製造作業)、プリプレス(DTP作業)、石材施工(石材加工作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、塗装(鋼橋塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、義肢・装具製作(装具製作作業)

(3) 3級

造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、シーケンス制御(シーケンス制御作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業、テクニカルイラストレーションCAD作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、貴金属装身具製作(貴金属装身具製作作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真デジタル作業)

(4) 単一等級

電子回路接続(電子回路接続作業)、バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

2 試験の方法

上記の職種について実技試験及び学科試験を実施する。

3 技能検定の検定手数料、実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 手数料 18,200円

㍑ 実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者が2級又は3級を受検する場合は9,200円

㍑ 職業高校等の在学生在が3級を受検する場合は12,100円

㍑ ㍑のうち、実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者が受検する場合は3,100円

※ ㍑及び㍑の手数料減免の対象者は、日本国籍を有し、又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第二に規定する永住者等に限る。

イ 実施期日

令和5年12月4日(月)から令和6年2月11日(日)までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

エ 問題の公表

実技試験の問題は、令和5年11月27日(月)に長崎県職業能力開発協会にて公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	実施日
㍑ 1級及び2級 機械検査、シーケンス制御、配管、型枠施工	令和6年1月21日(日)
㍑ 3級 電気機器組立て、シーケンス制御、配管、型枠施工	
㍑ 特級	

<p>鑄造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造</p> <p>(イ) 1級及び2級 さく井、工場板金、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、石材施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図</p> <p>(ロ) 3級 造園、冷凍空調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図、貴金属装身具製作</p> <p>(ハ) 単一等級 バルコニー施工</p>	<p>令和6年1月28日（日）</p>
<p>(ケ) 1級及び2級 ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、帆布製品製造、プリプレス、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作</p> <p>(イ) 3級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、広告美術仕上げ、写真</p> <p>(ロ) 単一等級 電子回路接続</p>	<p>令和6年2月4日（日）</p>

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（本人確認書類（運転免許証、在職証明書、保険証等の写し等）を含む。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

長崎県職業能力開発協会

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）

電話 095-894-9971

(3) 受付期間

令和5年10月2日（月）から令和5年10月13日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、長崎県職業能力開発協会及び長崎県雇用労働政策課で交付する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること（試験の免除を受けようとするときにあっては、その資格を証する書面を同封すること。）。

なお、郵送する申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる検定試験職種以外の職種についても受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除の資格がある場合は、当該試験に係る手数料の納付は必要としない。

また、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の通知

## (1) 合格通知

実技試験又は学科試験の双方又はいずれかに合格した者については、長崎県職業能力開発協会が令和6年3月8日（金）付けで書面によりその旨を通知する。

## (2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和6年3月8日（金）に長崎県職業能力開発協会にて掲示するとともに、長崎県雇用労働政策課ホームページ（<https://www.pref.nagasaki.jp/section/koyo/>）に掲載する。

## (3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を交付し、2級及び3級の技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

## 7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

**有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画の変更（公告）**

有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画を変更したので、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第8項の規定により準用する同条第7項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年9月1日

長崎県知事 大石 賢吾

（「次のとおり」は省略し、その計画書を長崎県水産部漁政課に備え置いて縦覧に供する。）

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年9月1日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
松浦市星鹿町	令和5年9月11日から 令和6年1月31日まで

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、大村市上下水道局から公共測量（数値地形図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年9月1日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
大村市鬼橋町、皆同町、今富町、野田町、立福寺町、弥勒町、福重町、草場町、松原1丁目、武留路町	令和5年9月4日から 令和6年3月18日まで

**落札者等（公示）**

落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年9月1日

長崎県知事 大石 賢吾



- 1 業務の名称  
警察用航空機ベル式429型（JA03NP）「さいかい号」定期年次点検整備
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県警察本部警務部会計課  
〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
- 3 調達方法  
航空機整備
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和5年7月27日
- 6 落札者  
福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-47  
西日本空輸株式会社 代表取締役 長尾 成美
- 7 落札価格  
¥85,500,000-（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 8 入札公告日  
令和5年6月16日
- 9 落札方式  
最低価格

### 長崎県病院企業団規則

長崎県病院企業団職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年9月1日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

#### 長崎県病院企業団規則第5号

長崎県病院企業団職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

長崎県病院企業団職員の任用に関する規則（平成21年長崎県病院企業団規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第17条の2第2項、第20条第2項、第21条の2第3項、第21条の4第1項及び第4項、第22条並びに第22条の3第4項の規定に基づき、別に定めのあるものを除くほか、職員の任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（選考による採用）</p> <p>第4条 次の各号に掲げる職への採用は、選考によることができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) かつて職員（期限の定めがある者を除く。）であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて正式に任用されていた職と同等以下と企業長が認める職（昇任の特例）</p> <p>第6条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する職への昇任は、前条の規定にかかわらずそれぞれ選考によることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第15条から第22条の1並びに第22条の3の規定に基づき、別に定めのあるものを除くほか、職員の任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（選考による採用）</p> <p>第4条 次の各号に掲げる職への採用は、選考によることができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) かつて職員（期限の定めある者を除く。）であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて正式に任用されていた職と同等以下と企業長が認める職（昇任の特例）</p> <p>第6条 次の各号の<u>一に</u>該当する職への昇任は、前条の規定にかかわらずそれぞれ選考によることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

<p>(条件付採用の期間の延長)</p> <p>第8条 職員が条件付採用の期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。</p> <p>2 企業長は、前項に定めるもののほか、<u>条件付採用期間中の職員について、正式採用になるためには能力の実証が十分でない</u>と認める場合においては、当該期間を延長することができる。</p> <p>3 前2項の規定による延長は、<u>条件付採用期間の開始後1年を超えることができない</u>。</p> <p>(臨時的任用の期間の更新)</p> <p>第10条 臨時的任用の期間は、6月を<u>超えない</u>期間で更新することができる。</p> <p>(試験の告知)</p> <p>第13条 試験の告知は、長崎県病院企業団条例等の公布に関する条例(平成21年長崎県病院企業団条例第4号)に定める公示の<u>手続きその他適切な方法</u>により行うものとする。</p> <p>2 採用試験の告知の内容は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) その他試験に関し必要と認める<u>事項</u></p> <p>3 略</p> <p>(選考の方法)</p> <p>第15条 選考は、選考される者の当該職の<u>標準職務遂行能力の有無</u>を選考の基準にてらして判定するものとし、必要に応じ、筆記試験、<u>実地試験</u>その他の方法を用いることができる。</p>	<p>(条件附採用の期間の延長)</p> <p>第8条 職員が条件附採用の期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件附採用の期間を延長するものとする。</p> <p><u>ただし、条件附採用の期間の開始後1年をこえることとなる場合においてはこの限りでない。</u></p> <p>(臨時的任用の期間の更新)</p> <p>第10条 臨時的任用の期間は、6月を<u>こえない</u>期間で更新することができる。</p> <p>(試験の告知)</p> <p>第13条 試験の告知は、長崎県病院企業団条例等の公布に関する条例(平成21年長崎県病院企業団条例第4号)に定める公示の<u>手続きその他適切なる方法</u>により行うものとする。</p> <p>2 採用試験の告知の内容は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) その他試験に関し必要と認める<u>注意事項</u></p> <p>3 略</p> <p>(選考の方法)</p> <p>第15条 選考は、選考される者の当該職の<u>職務遂行能力の有無</u>を選考の基準にてらして判定するものとし、必要に応じ、筆記試験、<u>実地試験</u>その他の方法を用いることができる。</p>
--	---

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
(八九五)  
二二  
一一  
四一

印刷所

長崎県  
長崎市  
権島町八番十二号

株式会社  
寺ク  
田ク  
宏  
弥ト

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。